平成２１年（フ）第２９３号
山口県防府市華園町９番15号
債務者　若崎加代子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1065番地
債務者　福庭　桂子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５９号
松江市国屋町378番地２　グリーンハイツくや103、前住所松江市鷹津町694番地
債務者　福井　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６１号
松江市上乃木８丁目４番３号
債務者　北野　全美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５８号
静岡県浜松市浜北区豊保321番地の58
債務者　谷　惠美子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
静岡県磐田市国府台27番地７　アイム国府台301号室
債務者　伊藤　　円
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６６号
静岡県浜松市南区四本松町205番地
債務者　土岐　京子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
静岡県磐田市上万能139番地３
債務者　鈴木まさ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
栃木県小山市大字犬塚830番地43
債務者　猪ノ山モリヒサこと　イノヤマ　リカルド　モリヒサ
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第９９０号
岡山市南区泉田200番地　シティーパル泉田601号
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３７号
岡山市北区宿214番地13　エスポワール102号
債務者　中丘　直見（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４７号
岡山市中区旭東町１丁目４番11号
債務者　藤本　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０号
熊本県八代市海士江町2864番地１　102
債務者　西川　直美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２４００２号
岐阜県海津市海津町深浜35
債務者　須貝　友美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１２号
長野県塩尻市大門泉町３－２　白樺ハイツＢ104
債務者　玉井　明雄
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２６号
埼玉県越谷市東大沢５丁目６－３－202
債務者　今　久美子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３１号
岐阜県本巣市長屋641－１
債務者　西村由利子（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部